

利用調整地区制度について

1. 制度創設の背景と経緯

- 近年、人為的な影響を従来あまり受けていなかった原生的な自然環境を有する地域等を訪れる利用者が増加。
- これにより、①当該地域の原生的な雰囲気が失われる、②風致景観の維持や生物多様性の保全に支障が生じるといった問題が指摘されている。(一部地域では、制度創設以前から、条例等の取り決めによる実質的な利用調整が行われていた。)
- 平成14年の自然公園法改正により、公園利用を一定のルールとコントロールの下で行うことのできる利用調整地区制度が創設された。
- 現時点で、未だ利用調整地区の指定は行われていない。

(参考) 法に基づかない利用調整の例

- ① 小笠原諸島南島等における利用調整 (東京都知事決定要綱等による)
東京都知事決定要綱等により、小笠原諸島の南島、母島石門一帯において利用調整を実施。

- 個別ルール

	南島	母島石門一帯
利用経路	省略	省略
最大利用時間	2 時間	設定しない
最大利用者数/日	100 人 (1 回当たり 15 人)	50 人 (1 回当たり 5 人)
制限事項	年 3 ヶ月間の入島禁止期間の設定(11 月から翌年 1 月末まで。年末年始の 8 日間を除く)	鍾乳洞立入り禁止
ガイド1人が担当する利用者数の上限	15 人	5 人

- 共通ルール

- 東京都自然ガイドの指示に従う。
- 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。

- ・ 定められた経路以外を利用しない。
- ・ 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- ・ 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- ・ 動物にえさを与えない。
- ・ 動物を驚かしたり追い立てたりしない。
- ・ 岩石などに落書きをしない。
- ・ ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

② 岐阜県高山市五色ヶ原における利用調整（高山市条例）

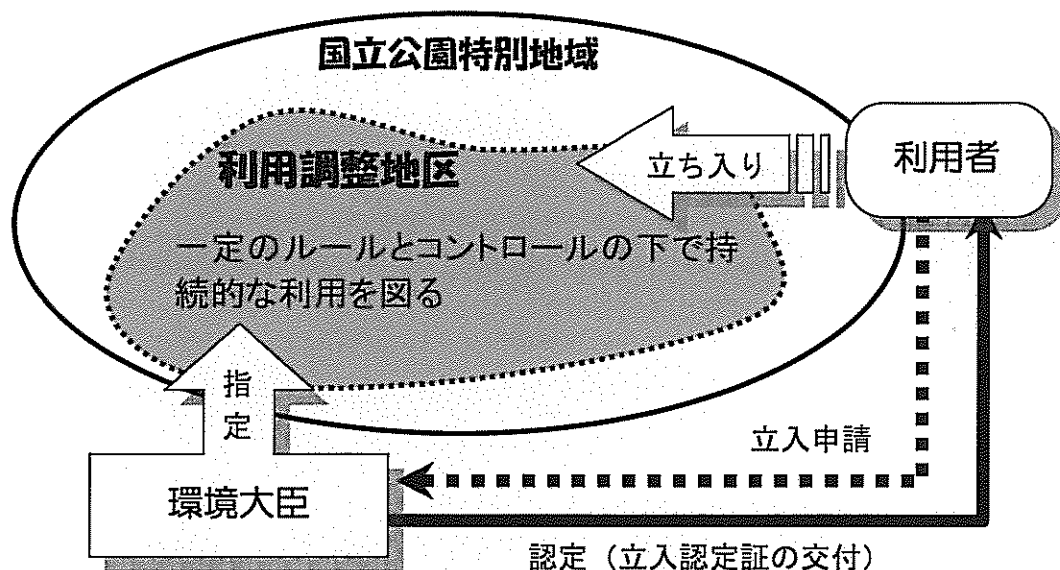
中部山岳国立公園乗鞍山麓の五色ヶ原（普通地域、概ね市有地）において、「高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例」等に基づいて、「案内人」を指定し、完全予約制のガイドツアーを実施。立入りは許可制。

- ・ 期間 5月20日～10月31日
- ・ 遵守義務あり（動植物の採取、迷惑行為の禁止等）
- ・ ツアー料金
 - 1グループ6名以上の場合：1人1コース 8,800円
 - 1グループ4～5名の場合：1人1コース 10,000円
 - 1グループ3名の場合：1人1コース 15,000円
 - 1グループ2名の場合：1人1コース 20,000円

③ 知床半島の利用調整に関する検討（申し合わせ等）

- ・ 昭和59年から、関係機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」によって法に基づかない指導を行ってきた。
- ・ 近年、利用者が増加、申し合わせに従わない業者も増え、また、シーカヤック等の新たな利用形態も増えてきた。
- ・ 自然植生の劣化、帰化植物、人里植物群落の拡大が問題化。
- ・ 法に基づく利用調整地区を指定するため、調整中。

2. 制度の概要



《利用調整地区に指定しようとする場所の一般的要件》

- ① 国立公園の利用上核心的な自然景観を有し、原始的な雰囲気 が保たれている地区で、利用者圧が高まり、現状のままでは自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原始的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある地区
- ② 優れた自然景観の享受を推進する観点から、完全な利用禁止とすることが適当ではなく、立入人数等の調整によって、将来にわたって優れた自然景観の生物の多様性を維持し享受することが可能であり、地理的あるいは施設の条件から利用者の出入り等をコントロールすることが可能である地区
- ③ 原則として特別保護地区あるいは第1種特別地域に指定されている地区
- ④ 土地所有者の合意と協力が得られる地区

《利用調整地区に立入るための手続》

公園利用者が、環境大臣が定める期間内に利用調整地区に立ち入る場合は、環境大臣（又は環境大臣が指定した機関）に申請し、その認定を受けることが必要。

※ 認定の際に立入認定証が交付される（当該地区に立ち入る場合はその携帯が必
【認定基準】

- ・ 利用調整地区毎に定める事項（人数、期間、注意事項等）
- ・ 禁止事項（動植物の持ち込み、野生動物への給餌、ごみ捨て等）

3. 利用調整地区における立ち入り認定・許可

(1) 利用調整地区についての認定と許可の関係

	認定	許可
対象者	公園利用者 (風景鑑賞、動植物観察、個人的な写真撮影等)	公園利用者以外 (学術研究、視察、公益上の調査等)
手続機関	指定認定機関が行うことができる	環境大臣又は都道府県知事
認定等の基準	全国的な認定基準(省令) 地区ごとの認定基準(告示)	地区ごとに許可の取扱方針を定めることが適当
基準の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人数(ex. 100人/日) ・日数(ex. 日帰り利用のみ、連続した5日間まで) ・時間(ex. 5時間以内、9～17時まで) ・利用の行為(ex. 屋外スポーツ、花火、拡声器の使用等を行うものでないこと) 	地区ごとに検討
立ち入りに際しての条件	規定なし (認定基準の遵守)	保護のために必要な限度で条件を付す(期間、立入り方法等)
料金の徴収	認定に必要な手数料を徴収	なし
立ち入り認定証等の携帯	携帯義務あり	特に必要と思われる場合は、携帯を指導

(2) 認定・許可ともに不要な場合(例)

- ・当該地区の管理をする者
- ・工作物の新築等の許可を受けた行為の工事を行う者
- ・公園事業を行う者
- ・土地所有者、施設の維持管理を行う者等の既に地区内における権利を得ている者 等

4. 利用調整地区設定までの手順

